

(議長)

はい。次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。それでは早速入ります。

1 問目であります。高齢者・低所得者の負担増に対策を、ということで表立てを致しました。町長ご存知かと思えます。来年度、町民に直接関わる制度設計が国の方で、福祉・医療・介護・障害者等も含めて、計画を作ったり、見直したり、負担を変更したり、たくさん町民の生活に係わっている部分があります。全てを、色々論議するという訳にいきませんので、何点か絞って、私たち町民にとってどうなるのか、という観点から町長にお聞きしたいと思えます。

まず、小さい項目 1 つ目ではありますが、今言いました制度設計で言いますと、1 つは介護保険料。これが来年 4 月から変わる。それから、直接的には都道府県の問題ではありますが、もちろん町民に密接に関わってくる後期高齢者。両方とも保険料、全国的もしくは北海道的には上がるのではないかと、という風に見られておりますが、最終的には、もう少しかかるとは思いますが、現時点でどの程度の負担増が見込まれているのか。ここで明らかにして頂きたいと思えます。

2 つ目ではありますが、今言った以外にも国保税。これも、かなりの制度設計変更になります。既存のもので言うと、水道料も江差は高い、固定資産税はそもそも土地で言うと地価が高い、ということも含めれば、本当に現時点でも負担が大変なところ。で、その上に高齢者・低所得者に更なる来年度から負担増が見込まれるという部分が出てきます。実態として、病気等、色々な事情で支払いが困難になる世帯も当然出ております。国の制度設計の中では、ますます色々なペナルティ、サービスの停止したり、差し押さえ等、一段と厳しくする等、そういうペナルティが厳しくなっているのが今の国の流れであります。この江差町としての対応、当然個々の対応になると思えますが、その時点でしっかりとした町としての状況も踏まえながらの対応になっていच्छるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

で、この点で最後であります。なかなか国の制度設計の中で、この問題を町民の立場に立ってしっかりと負担軽減ということは非常に難しいという現実も、私も理解しているつもりです。その点では、例えば、各条例の中で、減免制度があります。それについて、

改めてこの間、予算審議等で聞いたこともありますが、改めてこの一般質問でお聞きしますが、各種負担等に対しての減免制度、そのことについてしっかりと具体的に分かりやすく町民に説明をしているのかどうなのか。この点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の1問目、高齢者・低所得者の負担増に関する対策のご質問でございます。

始めに介護保険料について、でございますが、現在、平成30年度から32年度の3か年計画である第7期江差町高齢者福祉計画・第7期江差町介護保険事業計画を計画策定委員会で策定中でございます。保険料につきましては、第7期期間中における介護給付費等のサービス見込量に基づき算出することとなっており、現段階では見込量の精査、今後の介護報酬、介護報酬改定等も想定し、算出作業を進めているところでありますのでご理解願います。

また、後期高齢者医療保険料につきましては、現在、北海道後期高齢者医療広域連合において、平成30年、31年度の保険料率を試算している最中であり、現段階で、現時点では把握しておりません。

国では、高齢者並びに医療費の増加を背景に、高齢者と若者の世代間の公平を図るため、保険料の軽減割合の見直しと高額療養費の見直しを行っております。

保険料の軽減割合に関しては、現在、2割軽減としている所得割の特例を平成30年度に本則通りとするため、軽減を無くす他、元被扶養者の均等割については、平成29年度の7割軽減を平成30年度には5割軽減、平成31年度には本則通り軽減なしとすることが予定されております。

高額療養費の見直しに関しては、住民税非課税世帯への負担増はありませんが、平成30年8月以降、年収区分に応じて、外来個人分の負担限度月額が4千円から約20万円の幅で引き上げられることが予定されております。

支払いが困難な高齢者・低所得者への対応についてですが、保険料や国保税等は所得による段階的な負担や低所得者への軽減措置等により、世帯の状況に応じた負担をして頂いているところでございますが、負担の公平性の観点からも、近年は徴収や滞納処分の強化を図り、収納率についても年々向上してきているところでございます。

その中でも、やむを得ない事情により、支払いが困難な世帯につきましては、各所管課において個別相談を行い、各世帯の現状等の聞き取りを行いながら、それぞれの支払い能力に応じて分納等による対応をしてきているところでございます。

各種減免制度につきましては、広報等を通じて、各世帯への情報提供を行っているほか、個別相談等の際に対象となる世帯に対しましては、説明を行っているところでございます。

今後も広報や様々な機会を通じて各種制度の周知を図って参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。ちょっと時間の関係上、あのまず1番。あまりここでちょっとね、時間取りたくないのですけれども。例えば、介護保険料、先程、まだ仮算定中で、数字出せないということでしたが、あんまりここであれこれ言いたくないのですが、少なくとも策定委員会で数字出したのですか。もし策定委員会で数字出しているのだったら、教えてください。別に、秘密でも何でもないので。他はもうだいたい1割上がっているとか、上がる予定だとかですね、あくまでも仮算定ですから、何で教えてくれないのかですね。何も隠す必要何もないので、ちょっと教えてください。

それから2つ目。今の答弁でよく分からないのですが、要は、ペナルティは無いということなのか、ちょっと具体的にお聞きしますが。国保については以前、決算か等、予算審議でけっこう詳しく聞いていますので、ここではそうですね、介護保険に関してのペナルティが、サービスの制限だとか、差し押さえとか、介護保険料に関して、無いのか。後期高齢者の保険料について、無いのか。この2点について、2つ目にお聞きします。

それから3番目。これも、具体的に聞いた方が早い。全部聞く訳にはいきませんので。そうですね。国保税、これはちょっと国保税お聞きします。

国保税でいうと、11条、減免、条例に減免があります。なかなか使い勝手が悪い減免ですけれども。これで、この1年、2年、減免者いるのかいないのか教えてもらいたい。それから介護、介護については何条でしたか。介護保険第11条。国民健康保険税、ごめんなさい。24条の2ですね。ごめんなさい。介護保険が11条の減免規定があります。国保よりは、少し文章がちょっと詳しく載っておりますが、これの該当者がいるのかいないのか、ちょっと教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい、最初「健康推進課長」。

「健康推進課長」

はい。小野寺議員の再質問に対して回答したいと思います。

まず、保険料、介護保険料に関して、でございます。現在の介護保険料月額、介護保険

料の月額ですが6,100円ということで、第6期は進めております。第7期におきましては、介護保険料はあの上がる要素と致しまして、高齢者の人口が増加していくということが1点。それに伴って、要介護認定者等も増加し、給付の数、給付の、給付費が増加していくだろうということがまず考えられております。それと共に、新しいひのき荘の建設に伴って、サービスの給付の方が増えていくというところも見越しております。現在の6,100円のおおよそ2パーセントから6パーセントの間での増というところで、今算定をしております。はい。

で、2つ目のペナルティの関係ですが、滞納者に対する給付制限の関係かと思えます。現在、あのペナルティというか、給付制限している方はおりません。実際に、新たに認定申請等窓口に来た場合は、滞納があるのか無いのか、確認をした上で、そこで少し相談をしながら納付のことを計画的に出来ないかどうかということ、改めて相談をしているという状況でございます。

あともう1つ、3つ目の保険料の減免ということですが、介護保険条例第11条に基づく減免をしている方は、現在おりません。

(議長)

はい、次「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。後期高齢に関するペナルティの件について、お答え致します。

現在、ペナルティを課している方はおりません。一応、基準としますと、高額療養費等の返還がある場合、ご本人の同意をもとに滞納している保険料に充当するという制度設計になってございます。

以上です。

(議長)

はい、次「税務課長」。

「税務課長」

国保税の減免の関係ですけれども、今年度、1件減免ということでありました。これにつきましては、生活保護受給された方なのですが、国保かかっています。その後、納付書の発布までに、その後、生保の受給を受けまして、その分が減額になっているということで、その分1件だけ申請を受けております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

まず、ペナルティに関して言えば、この間、国保の関係で保険証を短期間で出したりとか、資格証で出したりとかっていうことが、この間、論議させて頂きました。かなり是正されている、是正という言葉がいいのか、部分も、今日は、それは取り上げません。それ以外については、ペナルティ、いわゆるペナルティが無いということを知ったので、そこは、一安心致しました。

問題は、次の減免なのです。結局、今聞きましたら、国保の部分は当然というか、当然の減免ですよ。そうではなくて、例えば急に病気等で、所得が仕事出来なくなった、やめた、もしくは医療費かかって、それで大変だ等々、突発的なところの対応が全然出来ないのです。ちょっと時間無いから2つだけにします。

1つは、国保税に関して言うと、結局、天災、生活保護は別として、天災等ですから、急に倒れたとか、病気になって医療費がかかって、とてもでないけど払えないとかっていう、少なくともこの税の条例では救われませんか。

それから、もう1つ問題なのは介護保険ですよ。介護保険、よく読むと第11条では国保よりは、何か減免の適用の範囲が広く出来るのかなと、私は読んだのですよね。長期入院したことによって、その人の収入が著しく減少したと、ただしその長期ってどれだけのっていうこと全く分からない、等。だから、先程、適用がないということは、これが具体的に活かされていない。条例はあるけれども、規則等、要綱等が無いから適用しようもない、ということですよ。で、さっき説明していると言ったって、どんな説明しているのか。適用にならないこと説明したってしゃあないのですよ。

私、今回、幸か不幸か、何て言っているのか。後期高齢者になりまして、じゃない。ごめん。介護保険の適用者になりまして、介護保険75でなくて65。介護保険の通知とかですね、国保は更新の部分で。こういうところにもきちっと載せる。せめて介護の部分について載せる、そういうことしなかったら分からないですよ。自分が病気で倒れたら、収入がそこで少なくなったら、もしかしたら条例でいう、介護でいうと第11条の減免が適用になるかもしれないということが分からなかったら、相談に行けないですよ。と、私は思うのです。

そういう点について、国保税条例は、国の法律等もあるからなかなか難しいので、これは後でまたやります。介護保険については、この第11条、もっと活かせる。活かすためには、規則・要綱等作らなかったら活かさないと思うのですけれども、周知等も含めて、ちょっと課長の見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

はい。

議員おっしゃる通り、周知の方法に関しましては、もう少し検討し、皆さん、皆様、町民の皆様方に分かりやすく制度が伝わるような方法というものをちょっと内部で協議していきたいかなという風に思っております。今回、ご意見ありがとうございました。

(議長)

はい、次2番目の質問。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。次、町営住宅と空き家対策について、お聞きしたいと思います。

この問題は、町長というか、もし課で言えば、財政課の町営住宅の所管の仕事と、今、総務課で空き家対策、危険な空き家ということも含めて、その連携の中でどうしていったらいいかっていう私の問題意識があります。細かくは、再質問等になるかもしれませんが、そういう私の問題意識があるということを先に述べまして、3つ述べます。

まず1つ。大変不勉強で申し訳なかったのですが、役場の方で見直し版を作って頂きました、江差町公営住宅等長寿命化計画。しっかりとちょっと読み解いていなかったのもあったのですが、今回改めてじっくり見させて頂きました。江差の町営住宅がこれからどうなるのであろうという、いわば今これがバイブルになっていると思いますので。これを読んでの質問になりますが。これを読みますと、2030年の時点で、プラスマイナスっていうのちょっと数字ありましたけど、一応349、目標管理戸数ですね。これは、民間の空き家対策等も、この間、危険な空き家はともかくとして、有効活用出来るという側面の民間の空き家の活用。これも、この中に数字として入っているのか、文言的には読み取れるのですが、数字上どういう風に位置付けられているのか、という点がまず1つ。

それから2つ目。江差が残念ながら人口はどんどん減っていく。10年、20年の計画を作るときに、やはり残念ながら客観的な高齢化、人口減少等も含めて、しっかりと計画

を作らなきゃならないと思うのですが、この中で例えば、水堀の第2団地、円山第2団地、南浜第2団地、柏団地、建て替えということになっております。もちろん、なっているといっても厳密に言うと、前段は計画期間で、次の構想期間というのが、もうちょっと後にあるのですが、その構想期間、平成でいうと33年から42年と。その先の部分で書いているのですけれども、建て替えということになっております。もちろん、戸数からいったら、現在の戸数からきつと半分ぐらいでしょうかね。私、足し算引き算したら。半分ぐらいを建て替えると。現状の団地の数の半分を建て替えるという計算かな、とは思うのですが。

それで、これは平成でいうと33年、もう平成っていうことはその頃使わないと思うのですが、2021年。2021年といったって、もうすぐ先です。この計画、具体的にやるとすれば、本当にどういうスケジュールを今考えているのか。人口減も当然厳しくなる、高齢化世帯になるという点で、その建て替えという中身も十分に検討することになると思うのです。もちろん、団地形成、市街地形成、限界集落にしているのか、色々な問題があると思うのですが、どういうスケジュールになっているのか。

それから、この点で最後ですけれども、個別の問題で、現状で古い住宅が本当にあるということ、改めてこれで分かるのですが、特に、高齢化が進んでいる町営住宅。総じてどこもそうなのですけれども、その改善が必要になっている世帯、本当に多いと思うのです。段差を解消して欲しいとか、色々個々にあるのですけれども、そこがなかなかこれを読み解いても進まないというのがあります。その点について、しっかりとした来年度予算付けが必要だと思いますが、その点についてお聞きしたいと思えます。

「町長」

議長。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の2問目、町営住宅と空き家、高齢者への対応に関する質問でございます。

まず、1点目の目標管理戸数について、でございますが、町では国の補助金、失礼しました。補助交付金を活用しながら、町営住宅の長寿命化を図るため、平成23年度に江差町公営住宅等長寿命化計画を策定し、5年を経過した平成28年度に中間時見直しを行い、内容を改定したところです。

この計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間としておりますが、見直しの際に、既に半分を経過していることや長期的な視野から整備の方向性を捉える必要がありますことから、計画期間後の平成33年度から平成42年度までの10年間

を構想期間として設定し、平成42年度、2030年度の目標管理戸数も設定したものです。この2030年度の349戸という目標管理戸数は、民間の空き家の活用を考慮していないものであり、町が管理する公営住宅の戸数となります。

次に、2点目の構想期間において、建て替えを検討している団地のスケジュールについて、ですが、構想期間10年間の中でそれらの団地を建て替えることを想定しているということであり、具体的な建て替え年度を想定しているものではないということや、その時点での町全体の事業状況や財政状況等も含めて、建て替えを判断していくものであることを最初にご理解願いたいと思います。

スケジュールについては、当面は、円山第3団地の建て替えと位置付けている新陣屋団地の建設が平成31年度まで進められていることから、少なくとも新陣屋団地建設が終わってからとなりますが、いずれの団地も老朽化が進んだ古い住宅であることから、構想期間が始まる平成33年度からということではなく、可能な限り早い段階で検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3点目の現在の町営住宅での高齢者への対応に関してのご質問ですが、長寿命化計画にも記載しておりますが、平成28年7月現在ですが、入居世帯のうち50.9パーセントが、高齢者がいる世帯となっており、そのうち高齢者単身世帯が63パーセント、高齢者夫婦の世帯が23パーセントと入居者の高齢化が顕著であるということは、町と致しましても承知しております。

しかしながら、段差を解消するにはある程度の規模の改修が必要であることから、手すりの設置等で対応していけないか等、検討していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと色々用意してきたんですが。

1番目、1つ目の部分で、今あの、この構想期間も含めて、ですからちょっとあんまりにも長い期間なのですが、少なくとも計画では、民間の空き家については数としては入っていないということでもあります。私も作る上ではなかなかそういうことになるのかなと思いますが、ただ今後のことという立場で、これは今後ということも含めてちょっと再質問したいのですが。

この中にも、何箇所かで住宅セイフティネット云々という部分があります。私、最初読

んだとき、よく分からなかったのですが、なるほどなと思ったのですけれども。これは国で言っている通称、住宅セーフティネット法を念頭に置いた言葉ですね。ですよ。それしかない。これは、民間の空き住宅の活用ということが基本にある法律なのです。それは当然、町、課長さん方分かりますね。総務課長も財政課長も。つまり、管理戸数のさっき言った中に、民間戸数の位置付けは、なかなか数字としては当てはめられないにせよ、この長寿命化計画では、民間の住宅の活用についても、十分に検討していかなければならないと、いうことを謳いこんでいるという理解で多分間違いないと思うのですよ、私はね。

だとすると、数字はいいです。とりあえず。管理戸数をどうするかは、まだまだ時間があるのですが、問題は、江差の町営住宅を、数はいいです。今後、5年、10年、20年どうするかっていう時に、民間住宅の空いている部分の活用をしっかりとこれにも書いてある通り、それからさっき言った法律、住宅セーフティネット法、改正になって今年10月でしたか。施行、改正法の施行。で、具体的に方法論が出てきましたね。北海道が絡むという部分も。これを、今からしっかりと住宅サイド、総務サイド、総務課も今、空き住宅のとりあえずは特定空き家が急がれるのでしょうかけれども、有効活用ということも含めれば、今からしっかりと空き家住宅の有効活用ということを進めていかなきゃならないと思うのです。多分これ、制度設計で5年や、5年は極端かな。数年かかりますね。制度設計、よく読んでいったら、大変です。民間の空き家をいわば準公営住宅に、準公営住宅。これは、法律に言葉無いはずですが、マスコミでは準公営住宅。民間の空き家を、北海道が受け皿になって、しかし地元は一定の法人等作らなきゃならない。受け皿で。そこが空き家を、場合によっては国のお金を入れて、直して、それで高齢者、低所得者、家族いる家庭等にも貸す、準公営住宅。この制度を、北海道も既にもう制度設計していますね。これを江差町としても取り込む。町がやることには、残念ながら法律の制度設計にはなっていませんね。あくまでも、民間の部分にやって、しかし直すとすればお金も、江差町が直さなければ、出さなければならなくなっちゃうのかな。ちょっとよく分かりませんが。空き家対策をしっかりと、町営住宅の長寿命化計画の総戸数をどうするかの中に、しっかりと論議していく。私これね、総務課と財政課と一対になって、一対になって、やっていかなきゃならないと、私は思うのです。それ、どのように今、考えていらっしゃるか、答弁を求めたいと思います。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

公営住宅という視点といたしますか、側面といたしますか、そういう観点からの空き家の活用ということでございますけれども、私も制度と致しましては、現行の公営住宅法で借上げ公営住宅制度というのがございます。こちらの方はですね、民間の賃貸住宅ということ

ですから、民間アパートということになるかと思いますが、そちらが対象でございます、そちらを直営じゃなくて、町なり自治体が借り上げて、供給していくっていうものでございます。

それから、ただ今小野寺さんの方からもありました、小野寺議員の方からもありました住宅、いわゆる住宅セーフティネット法でございます。こちらの方、改正ございまして10月から施行ということになりましたが、今もご説明がありました、仕組みと致しましては、空き家の所有者の方が都道府県に登録をすると。都道府県の方で情報開示等を行いながら入居を促進させていくっていうことで、市町村がどこまでちょっと関与出来るか不明なところございますけれども、そういった制度がございます。ですが、このセーフティネットの方は施行されたばかりでございますし、まだまだちょっと熟していない部分というものがございますので、見直し時点におきましては、そういった部分、借上げ公営住宅にしても準公営住宅にしても、ちょっとあの見直し時点では、数としては、考慮してこなかったということでございます。

ただ、おっしゃる通り、検討していかなければならない課題だということは、当然認識してございます。今から色々勉強、研究、検討、そういったことをしていきまして、そう遠くない時に活用していければということを考えてございます。いずれに致しましても、現時点では既存の町営住宅の統廃合等、管理戸数の適正化の方が必要だと思っておりますので、それが、それをまず中心に一定程度目途がつくように進めていって、併せて、民間の活用の検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

(議長)

はい、次、「総務課長」。

「総務課長」

総務と財政との情報の共有というところでございますけれども、その前に、空き家の進捗というところに関しましては、議員おっしゃる通り、現在は、特定空き家の選定、これを先行にして進めさせて頂いている状況でございます。この、これが終了した後に、空き家バンクの構築という関係の方に取りかかっていくこととなるのですけれども、利用可能な空き家、これについては、ある程度の把握はしてございますけれども、これに対する所有者の意向というところについても、確認をしていかなければならないというところがございますので、その辺が整い次第、財政の方とも当然のことながら情報共有を図って参りたいという風に思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの空き家対策、本当にね、私ね、待ったなしだと思うのですよ。危険家屋もさることながら、使えそうな住宅が、私聞いた中でもこの何年間、結局貸せなかった、売れなかった、ということで、結果的にはもう事実上使えなくて、壊してしまうとかですね。そういう点では、さっき言った国の事業というか、直接は北海道になります、もう既に動いているのですよね。動いていて、その民間の受け皿も既に一定の法人ですけれども、もう募集していますよね。ご存知だと思いますが。ですから、そういう民間の動き、それから自分の家は何か使える、いわゆる準公営住宅として使ってほしいと、道に申請したら、それはそれで動くのですよ。仮に、江差の方が道の方に申請したらそれで動くのですよ。分かりますよね。課長ね。ですので、そこもきちっと今答弁あった通り、横にらみしながらやっていく必要があるかなと思うのですが。

再再質問、最後かな。この部分で。またこれに戻りますけれども、じゃあ今、現在の町営住宅の、そこに傾注してくということなので1つだけお聞きします。

大変申し訳ないのですが、また南が丘、お聞きします。前にも聞きましたし、これにも数字がはっきりしておりますが、いわば空き家の問題。で、これも何回か言っていますので、いわば政策的に止めると。ここでは、募集停止空き家って言い方していますね。前政策空き家って言葉だったのですでしたか。要は入れないと、これ以上。それから、募集かけても結果的には空き家。この計画の時点では、南が丘は15パーセントから30パーセント、3分の1ぐらいの空いているところがありますが。現状、ごめんなさい。お手元で資料があればいいのですが。現状、今結果的に南が丘の町営住宅どうなっているのか。だいぶ直して、入る方もきちっとマッチングして埋まっているという状況なのか、分かる範囲でいいのですけれども、空き状況がどうなっているのか。改善しているのか。数字教えてください。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」

大変申し訳ありません。数字なり、空き状況につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、ここでは答弁しかねるのですが、あの以前から南が丘の空き家につきましては、議員の方からご質問がございました。担当課と致しましては、団地全体の修繕、空き家の補修ということで総合的に判断して進めているところでございますので、ご理解頂きたいのですが、歯抜けで空き室がありましたら、やはりその管理上、効率化、非効率

であると部分も否めないところがございますので、そのような状態を解消するような補修の進め方というのも、ちょっと検討していきたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

すみません、あの、南が丘の空きの現状については、少しお時間を頂いて、小野寺議員終わる、終わってからになるかもしれませんが、この場で改めて返答させて頂きま

す。

以上です、はい。

(議長)

はい。小野寺君、3番目の質問。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

財政課長、本当にね、きちっと予算も含めて、体制含めて。

3番目。町有地、あえて町有地という言葉使いました。町有地の街路樹、それから緑地、適正な維持・管理をとという表題を付けました。

実は、江差町に条例があります。江差町みどりの環境づくりに関する条例、こういう条例があります。思い起こせば、色々あった時の作られた条例なのですが。1998年、平成10年、制定されました。経過については、全部省きますが、その条例の第1条に、江差町をみどり豊かな生活環境にするため、樹林及び樹木の保護並びに緑化の推進を図り、すぐれた自然環境と永い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和する個性豊かなみどりの文化都市づくりに寄与する。こういう目的の謳われた条例があります。この条例は、町民とか事業者に協力を訴えるという、そういう中身です。私は、この理念の中で、江差町としてどうなのか、という意味で質問したいと思います。

まちの中を歩きますと、森林公園とか山とか別として、まちを歩いたら、本当にいわゆる街路樹、一定の緑地空間。雑草ではなくて。緑地空間とか、花壇とか、本当に少ない。

全く無いとは言いませんけれども。管理で言うと、国の管理、道の管理、国道・道道沿い少ない。これはまた関係機関に要請するという問題なので。町道を通ると本当に少ない。ここが町道だと思ったら、いわゆる道路沿い、道路としての街路樹、本当に無いに等しいですね。一部除いて。で、これは町有地、道路のすぐそばにある町有地に樹木があるとか、緑地がある。でもその緑地というのは緑地というより雑草処理の対象の部分ですね。そういう点で、財産管理という観点が大きいのでしょう、現状は、現状は、道路管理という。実は、最近、私の住んでいる南が丘で、何て言っているのか。大変不適切な管理の状態がありました。今日は、そこはあの触れませんが。

さっき言いました、その条例の中で、本当にみどり豊かな生活環境をつくるということは、町長が今推進しております日本で最も美しい村、また観光、この点でも本当に重要なことだと私は考えます。町民にとっても、観光客にとっても。その点で、江差町は、町有地の街路樹、事実上町有地の街路樹でしょうか、道路の街路樹でしょうか。町の管理している街路樹。また、緑地といってもなかなかないのかな、雑草なのかな。いずれにしてもその維持・管理。どういう基準、考え方、要綱等。先程言った条例で要綱等はたぶん作っていない。全く無関係にやっている、とすればどういうことでそれを進めているのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の3問目、町有地の街路樹や緑地の維持・管理の基準、考え方等へのご質問でございますが、街路樹や緑地は、危険性や景観等の観点からの必要性を判断し、対応しているところです。

具体的には、街路樹に関しましては、倒木の危険性がある場合や電線等に接触する等の恐れがある場合は、枝払いや伐採等の対応をしており、町民の方々からの連絡や職員の確認により適宜実施しているところです。

緑地につきましては、雑草が伸びたりしますと景観のほか、生活環境上或いは防火上好ましくないことから毎年、年に数回程度草刈りを行う等の管理をしているところで、基準化されたものをもって維持管理をしているものではありませんが、日本で最も美しい村の取り組みも踏まえて、適切な管理に一層努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

もう少しこんな風にやりたいと、検討したいとかっていう答弁が出てくるかなと実は思っていたのですが、ないのでどうしよう。実は私、色々調べたのです、今回。

まず、財政、財政課長。あの、町の財産という点ではやっぱり一定の基準、さっきの町長の答弁をしっかりと受け止めてやるとすれば、やっぱり一定の基準等でやらなきゃならないですね。言われたから切るとか、電線がぶつかるかもしれないから、ぼつ切り切ると、そんなことないでしょう。ということでまず財政課長。

それから、これは建設課長になるのでしょうか。もう少し大きく見た場合に、いわば町場でいうと、これから課長の方で今大変な作業をしております。都市計画マスタープランという範疇の論議も、私は妥当性を得ているのかなと思ってちょっとお聞きしますけれども。その、財政課で日常的にそういう部分をやっていくという部分と、町場の形成で、特に例えば街路樹だとか、一定の緑地で空間を作って整備していく、推進していくという意味では、その都市計画マスタープランの中にもしっかりと位置付ける、取り込む。そういうことをやりながら、先程私が言った一定の基準とか要綱とかという風に結びつくのかなって、私は思うのですよ。その点、ちょっと建設課長、今どのように進めているのか。私の問題意識も含めて、お考えをちょっとお聞きしたいと思います。両方お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

街路樹等樹木、それから緑地の管理の基準でございますけれども、街路樹、どのような基準でどういうことをしなければならないっていうのは、ちょっと私も今ここで基準という、何らかの基準等持ちながら実施できるのかどうかっていうのも、ちょっと私勉強不足で今ちょっと答弁は非常に難しい状況ですので、少しちょっと勉強させて頂いて、街路樹、どういった基準で管理していかなきゃならないのかっていうのは、少し勉強させて頂きたいなと思います。

(議長)

水道建設課長。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

小野寺議員の方から緑化推進について、マスタープランの中でしっかりと位置付ける必要があるのではないかと、というご質問でございますが、既に作成しております他の自治体

のマスタープランなんかを見ますと、緑化の推進に関するところでありますとか、緑を活かした都市の形成、或いはまたフラワーマスターとの連携によります花いっぱい運動の推進なんかの記載がよくございます。

当町におきましては、本年度マスタープランについては、基礎調査を行って、具体的には来年度からの作業になるところでございますけども、江差町におきましても、町内会へ対する植花推進に係ります補助でありますとか、それからフラワーマスターとの連携事業も実施しているところがございます。

議員ご指摘の緑化推進につきましては、今後策定されるマスタープランの中で、十分留意して参りたいと考えてございますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

(議長)

いいですね。そうしたら4問目。

「小野寺議員」

はい、議長。

ん、待って。この問題まだ再再出来る。

(議長)

答えたのでないですか、小野寺議員。今答えたのでないですか、質問に。

「小野寺議員」

いや、違う。再再。

(議長)

もう1回ですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

再再質問ね。はい、どうぞ。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

財政課長、ごめんなさいね。たまたま街路樹という言葉使いましたけれども、樹木にとっては、例えば児童公園、都市公園、自然公園等の樹木だって同じなのですよ。たぶんその管理人は、きちっとした一定の技術で剪定、樹木を見ながら剪定したり、定期的にや

っているはずですよ。やってないなんてもうそれおかしい。だから、そういう点は別な課にもなるのでしょうか。ちょっとよく分かりませんが、江差町の中にはそういうノウハウで、事実上の樹木の管理やっていると無いですか。無い訳ないでしょう。ぶつ切っている訳でないでしょう。そこきちっと掴んでやって頂きたい。質問として、ちょっとそこしっかりと踏まえてやってもらいたい。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

はい。おっしゃる内容、実は承知してございます。

1つには町有地であったり、それから街路樹って言っていますけれども、いわば適切な管理方法がなされていないよということだと思いますので、現状は作業員に伐採等やらせたり、高齢者事業団への委託をしたりという方法論を取ってございますけれども。例えば、最低限町内会の方にいついつ、こういう形でこの区間やるのだけれども、やるのだけれども、ちょっと役員の方立ち会って頂けませんかとか、そういう配慮も含めて、いきなりあの伐採をするとかそういうことだけではなくて、ただ常日頃の、もう枝が伸びてきたな、電線にかかるなとか。そういったところは、適宜これからもこまめに監視に行かなきゃならない訳ですけれども、常に伐採等に当たっては、自治会や町内会の管理して頂いている部分もございますので、そこは丁寧にご連絡を申し上げて対応させて頂きたい。このように思っています。

以上でございます。

(議長)

はい、小野寺議員。4番目の質問。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。副町長、技術的なことも含めてですからね。技術的なこと、分かります。

はい。4番目、最後です。ちょっと時間の関係上。町としてのリサイクル対策本格的に、ということで、項目起こしました。これまで南部桧山衛生処理組合で資源ごみ、これを組

合としての統一的な収集を考えていましたが、来年度から先立っての組合議会でも全面的に町が担うのだと、そういう方向性が確認された訳でございます。当町として、改めてこれからどういう風に進めていくのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の4問目、町としてのリサイクル対策に関してのご質問でございます。

資源リサイクルにつきましては、これまでリサイクルの取り組みを南部桧山衛生処理組合で担うのか、構成各、町ごとに担うのか、協議を重ねて参りました。

現状におきましては、現在の清掃センターの施設機能を維持しつつ、構成町ごとでリサイクルの取り組みを図っていく方向で進んでおります。

今後町がリサイクルの取り組みを図るためには、町としての分別収集計画の策定が必要となります。

また、具体的な考えとしまして、当面は先行して実施している空き缶やペットボトルの回収に加えまして、町内会・子ども会独自実施している古紙回収の取り組み等を基本としながらも、更なるリサイクルの取り組みについては、組合構成町を含む近隣町の取り組み事例も参考に、検討を加えて参りたいと考えております。

最後になりますが、これら先行実施している状況を見ても、まだまだ浸透している、しているとは言えず、ごみとして出している傾向は否めない状況でありますことから、町内会・自治会にも協力を求めながら、ごみを減らすための資源リサイクルの周知にも努めていかなければならないと考えております。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

はい。あとは、ちょっと総務課長になるかと思うのですけれども。

要は、本格的に江差町としてどうするのだということを本腰入れてやってかなきゃならないなと思うのです。それで、何度もこの間取り上げていましたが、先程町長も答弁ありましたけれども、やはり住民の理解度がどこまで進むかが決定的だなと思うのです。それは、もうおっしゃる通りで、じゃあそれをどうしたらいいかということは、特効薬は無いかもしれません。色々な手を使って、その分別の必要性等をやっていかなきゃならないと思うのですが。課長、あの、今、分別を進めないで、資源に行かないで燃える・燃えない

ものに行っちゃったら、あら、大変だねということも、やっぱりしっかり実感を持って町民が理解するっていうこと、私ね、必要だと思うのですよ。その点で、何かでいいですからね、例えば埋立地の状況、それから焼却場の状況等も含めて、分かりません。例えば、自治会、町内会に声かけて、見学に行きましょうとか、そういう部分を町の方が音頭をとる、若しくは町内会ルートを通して、その何か誘い水でもいいのでしょう。いずれにしても、今の現状をね、しっかりと理解してもらおう方法論。これから大変ですよ、本当に。埋立地ね、あと何年かしたら作るっていう時に莫大な金かかりますから。場所選ぶ、どうする、どこを埋立地にする。まだあるとは言っていますけれどもね。お金もかかる。大変な江差町と、江差だけじゃないのですが、なるのですよ。そのためにもこの資源を資源として、するためには、町民に理解してもらおうっていう、あの手法を、課長、頑張っって、来年取り組んでもらいたい。そうすることによって、具体的な江差としてのやり方っていうの、おのずから色々な人の意見が出てくるでしょう。その点について、ちょっと課長の見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

小野寺議員から逆に頑張れよという後ろを押して頂いたような気がします。その中で、まずあの資源ごみをごみとして取り扱わないというところ、それと分別収集が進むことで、ごみが減量化するのだよというところに繋がるというところを、まずは原点として考えていきたいなという風に思っておりますし、また、議員おっしゃる通り、町民皆様の協力が、1番必要なのだということにつきましても、認識しているところでございます。

またあの、まずあのごみを減らすための資源リサイクルの周知、これらにつきましても、努めていかなければならないというところにつきましても、肝に銘じながら、周知方法につきましても創意工夫が必要であるということも含めまして、今後考えていかなければならないなど。また、議員おっしゃる通り、例えば町民の見学等々につきましても、今後の検討課題という風にさせて頂きたいという風に思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

いいですね。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。だめ。

(議長)

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

まず分かりました。後段の方は分かりましたが、前段については、まだ抽象的でよく分からないのですが、事実上、まだ組合の町長じゃない、組合長答弁が明確にきちっと制度設計になっていないとすると、なかなかこのやり取りってちょっと申し訳ないなって気がしますので、方向性という論議になると思うのですが。

4月以降、各町がやるという方向性になるとすれば、正しく江差でどうするのかということ、江差で4年、5年かけて検討するなんてこと、あり得ないでしょう。あり得ないのですよ。私が何回も言いますが、各町内会バラバラにやっているものを、なるべくなら統一した方がいいのではないの。それから全くやっていないところは、そういう資源回収等も含めてやるということも、やはり町が一定の道筋を立てる。その具体化が4月以降、なるべくなら早く、2年も3年も後なんてことあり得ないですよ。だって実際にやっているところあるのですから。そこをどういう風にこれから、4月以降走るのだったら、江差町として考えているのか。今初めて言う問題でないですよ、私。もう10年、20年、副町長だったら分かっていると思いますけれど。ずっと同じこと言ってきたのですよ。やっと、やっとボタンが普通にかかってきた。そういう意味では、一定の、そういう、なるとすればこういう風にしなきゃならないというね、決意ね、もう言ったっていいのですよ。言わなきゃならないと思うのですよ、私は。ということですよ。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

はい。小野寺議員、町長も答弁した内容でございませけれども、正しくこのごみの扱いのリサイクルは今までは衛生処理組合でやるのだろうなという、こんな感覚でいたのが、今各町の方で取り組むという方向付けになって、やっと、そういう方向付けになってございます。でも、根っこは先程小野寺議員何度もおっしゃる通り、そんな簡単に1カ月や2カ月で、手法が皆分かる状況ではない。その一例が、最終処分場はあと何年でこのまま出していったら終わるのですよ。ですから、例えばペットボトルは燃えないごみに入れないで、リサイクルに回すことでごみ袋が減りますよとか、そういったことを具体的に、行動にやっぱり表さなきゃならない。こういうことが言いたいのだろうと思います。

これは、江差町は江差町で、その辺の住民周知の手法は、かなり神経を使って、そして事細かにやっていかなきゃならない。こういう認識であります。

以上でございます。はい。

(議長)

はい。以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告ありました一般質問は全て終了致しました。
これで一般質問を終結致します。